

令和 8 年 4 月 30 日

## 令和 7 年度安全標語

《優秀賞》

おごるな自信 捨てよう過信 慣れと油断が事故招く  
初心忘れず日々努力

作者 高橋 裕和 氏 (中定建設工業株)

## いろいろな情報

### ○ 地域別会員懇談会が開催される

3月25日～30日までの3日間、ホテルモントレエーデルホフ札幌において、新年度事業の皮切りとなる地域別会員懇談会が開催となり、延べ53名の会員の皆様にご参加いただきました。大変ありがとうございました。

懇談会では、市の最低制限価格の算定率の引上げや施工パッケージ型積算の課題等について熱心な議論がされたほか、建設業界における人材の確保・育成など働き方改革への各社の対応等、活発な意見交換が行われました。皆様から頂いたご意見を今後の市への要望に生かして参ります。



“懇談会風景”

### ○ 応急手当講習会が開催される

3月16日、経済センターにおいて、中建協/商工会議所共催による「応急手当講習会」が開催され、会員企業から32名が参加しました。受講者の皆さんは、救命

に関する知識を深めたほか、気道異物除去、AEDを使った心肺蘇生法等の実技を学びました。参加者は、3時間に渡る実習に取り組みました。

札幌市では、緊急時の応急対応、救命技術の維持のため、2～3年ごとの受講を薦めています。



“講習会風景”

## 代表者研修会

4月9日、経済センター8階Aホールにおいて、令和8年度の代表者研修会が開催されました。研修会では、市関係部局より講師をお招きし、今年度成立した建設関係事業や予算額、入札制度に関する説明がありました。

当日の研修概要について本誌上にて報告いたします。



“研修会風景”

## 令和8年度代表者研修会

建設局土木部関係 ～ 講師 街路工事担当課長 伊藤 竜 氏

### (1) 令和8年度の工事関連予算について

令和8年度の札幌市の一般会計予算は、施政方針に掲げた2つの未来のさっぽろ、「誰もが安心して暮らし生涯現役として輝き続ける街」「世界都市としての魅力と活力を創造し続ける街」の実現に向け、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023 の各事業を着実に推進するとともに、新たな行政課題への的確に対応する編成といたしました。その結果、予算規模は対前年度比4.1%増の1兆3,185億円となり、過去最大規模となっております。このうち、道路・街路や公園整備等の社会基盤整備や市有建築物の保全費、除雪費などに充てられる「土木費」は、前年度から108億円増の1,380億円を計上しました。その中で、土木部関連の予算は、除雪費等を含む総額で697億円となっております。主な内訳は、以下のとおりとなっております。

- ・舗装等整備費：約65億円（内、幹線道路等のオーバーレイに約41億）
- ・生活道路等整備費：約46億円（生活道路160路線の整備など）
- ・道路新設改良費：約37億円（11路線の道路改良や無電柱化など）
- ・安全・安心な道路環境の整備費：約47億円（18地区の歩道バリアフリー化、7箇所事故危険箇所の対策など）
- ・橋りょう長寿命化修繕費、耐震補強費：約20億円（26橋の長寿命化、4橋の耐震補強など）
- ・街路新設改良費：約78億円（19路線の街路改良や無電柱化など）

(以下、中略)

### (3) 土木工事に関連する札幌市の取組について

#### ○「週休2日工事」について

「週休2日工事」は、建設業が若年層に選ばれる入職先となるための重要な施策の1つとして導入しており、土木工事に関しては、当初設計の段階から「月単位の週休2日」を前提とした経費補正を行い、発注しているところです。さらに、令和7年10月単価の適用工事からは、週休2日の「質の向上」を図るため、土日を現場閉所とする「完全週休2日」の補正係数を新設し、こちらを達成した際には、増額変更をしております。一方で、昨年度に引き続き、週休2日への取り組みが著しく不足していると判断される場合には、経費の減額だけでなく、工事成績評定において1点の減点措置を講じます。この点は十分ご注意ください。本取組は、将来の担い手確保や入職しやすい環境づくりを目的としています。趣旨をご理解いただき、適切な工程管理に努

めていただきますようお願いいたします。

## ○「ICT活用」について

建設局では、令和7年度から、より効果を実感できるICT施工を推進するため、現場代理人が測量作業における導入メリットを直接実感できる、札幌市独自の「First Step SAPPORO 型(以下、「FSS型」という)」を策定し、本格運用を開始いたしました。運用初年度につきましては、生活道路整備や舗装路面改良工事において、49件の実施がありました。これは前年度の従来型と比較して約3倍の件数となっており、中小企業への普及における有効性が確認されたところです。また、昨年度はこの取組が評価され、国土交通省が実施している「インフラDX大賞」で優秀賞を受賞いたしました。令和7年度は、「FSS型」が本格運用を開始した1年目でしたが、多くの企業に取り組みいただき、素晴らしいスタートダッシュを切ることができました。今後の取組としましては、令和8年度より、歩道バリアフリー工事への対象拡大に加え、ICT施工の自社実施、いわゆる「内製化」の促進に力を入れてまいります。この「内製化」は、建設現場の真の生産性向上を実現するために重要な取組であると考えております。具体的には、自社でICTを運用することで、「外注費の削減と利益率の向上」、「社内への知見やノウハウの蓄積」、「施工の柔軟性とスピードアップ」という、3つの大きなメリットがございます。また、企業の皆さまの前向きな挑戦を後押しするため、評価制度も拡充いたしました。その内容は、「内製化」によるICT建設機械による施工や3次元出来形管理のための、3次元設計データの作成が確認できた場合、工事成績評価において1点の加点措置を講じるものです。あわせて、さらなる現場の負担軽減を図るため、今年2月に、切削オーバーレイにおける、実施要領の改訂も行っております。この改訂では、これまで手作業で行っていた切削厚のマーキング作業に、AR技術の活用を盛り込みました。これにより、現場での作業効率の向上が期待されます。詳細は札幌市ホームページに掲載の最新の要領をご確認願います。また、こうした取り組みを円滑に進めていただくため、市では引き続き、技術者向けの研修を行います。さらに、現場の負担軽減に向けた新たな試みとして、AI技術の活用も推進してまいります。札幌市では今月、「AI活用試行工事」における実施要領を策定いたしました。これは、受注者がAI技術の活用に取り組む旨を希望し、施工・品質・安全衛生に関する所定の項目を実施した場合に、工事成績評価での加点評価を行うものになります。なお、本試行工事におけるAI技術活用に関する取組とは、画像解析を活用した出来形や進捗の自動判定、センサーやカメラによるリアルタイムの危険検知、あるいは施工記録の自動作成などをいいます。実施の内容によっては、「建設DX推進支援助成金」の対象となるケースもございますので、詳しくは技術管理・建設産業担当課へご確認をお願いいたします。また、札幌市の公式ホームページでは、ICT施工の「解説動画」や「施工計画書の記載例」も公開しております。ぜひそちらもご覧いただければと思います。市としてもICT活用の推進に向け、今後も取組を強化してまいりますので、

企業の皆さまも、生産性向上に向け、積極的に ICT をご活用いただきたいと思います。

◆ 札幌市公式ホームページ「建設局 ICT 活用工事について」

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/ict.html>

○ 「さっぽろ建設産業活性化プラン」について

本計画は、「地域の守り手」である建設産業が将来にわたり体制を維持できるよう、札幌市と業界が課題を共有し、共に歩むための指針として、令和7年3月に2期目の計画を策定いたしました。令和7年度に実施した主な取組としましては、幅広い世代へ向けた建設産業の PR 事業として、例年ご好評をいただいている「夏休み親子土木施設見学ツアー」や「土木施設めぐり女子ツアー」に加え、新たに札幌競馬場でのイベントブースへの出展を行いました。また、若い世代に向けては、インフルエンサーによる魅力発信や、SNS を活用したショート動画の発信など、トレンドに合わせた情報発信にも力を入れております。さらに、学生に対する取り組みでは、建設業をより身近に感じていただくため、普通科高校の生徒を対象とした「1日インターンシップ」を新たに開始いたしました。昨年度は厚別高校の学生に参加していただきましたが、こうした「気軽に参加できる体験」を通じ、将来の就職先の選択肢として検討してもらえるよう、今後も効果的な手法を検討し、活動を継続してまいります。あわせて、企業の皆さまが実施する取り組みに対しては「助成制度」を実施しております。令和8年度から「女性従事者の労働環境整備に対する助成金」が終了となりますが、引き続き合計7つのメニューを用意し、担い手確保や生産性向上を支援してまいります。市といたしましては、今後も業界の皆さまと意見交換を重ね、実効性のある施策を推進してまいりますので、皆さまのご理解とご協力を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆ 札幌市公式ホームページ「建設産業を支援する各種助成制度」

<https://www.city.sapporo.jp/kensetsu/stn/genzainojigyo/kigyousei/kigyousei.html>

下水道河川局関係 ～ 講師 管路工事担当課長 酒井 勲 氏

1 令和8年度下水道建設事業費

令和8年度の当初予算として、341億3200万円を計上しております。令和7年度当初予算の373億4300万円と比べまして、32億1100万円、率にして約8.6%の減少となっております。

2 事業内容

管路につきましては、219億5700万円を計上しており、整備延長は31.3kmを予定しております。次にポンプ場につきましては、記載している8か所で13億3800万円、処理場等につきましては、記載している13か所で108億3700万円を計上しています。

### 3 施設別の主な事業概要

#### (1) 下水道施設の再構築

これは、下水道施設の機能を保全するため、老朽化した管路や処理施設の機械、電気設備の改築などを継続して推進する事業で、310億5500百万円の事業費を計上しております。詳細につきましては、まず管路事業ですが、都心アクセス道路整備に伴う幹線の移設として、3.3kmの整備を行う予定で、事業費として約83億円を計上しております。次に、老朽管対策として、24.0kmの改築を行う予定で、事業費として約82億円を計上しております。次に、道路事業など、ほかの部局が実施する事業に伴って生じる管路の新設などとして、2.4kmの整備を行う予定で、事業費として約31億円を計上しております。続きまして、ポンプ場・処理場の事業ですが、ポンプ場の機械・電気設備の改築に約12億円、水再生プラザ等の機械・電気設備の改築に約86億円、水再生プラザの覆蓋設置等に約13億円を計上しております。

#### (2) 災害への対応力強化

これは、大雨による浸水被害の軽減、地震時における下水道施設の機能確保のため、排水能力や耐震性の向上等の災害対策を継続して推進する事業となります。まず、「浸水対策」では、雨水拡充管の整備として1.3kmを予定しており、事業費として約21億円を計上しております。このほか、窪地等の浸水に弱い地区への対策として0.1kmの整備を予定しており、事業費として約4000万円を計上しております。

続きまして、「地震対策」では、下水道管路施設耐震診断に約5700万円、マンホールトイレの整備に約2800万円、マンホールの耐震化工事等に約1100万円、ポンプ場の耐震改修実施設計等に約5600万円、水再生プラザの耐震設計に約3100万円を計上しております。

#### (3) 脱炭素社会・循環型社会実現に向けた取組強化

これは、脱炭素・循環型都市の実現に向け、下水道の持つエネルギーや資源の有効利用を推進する事業で、事業費として7億3300万円計上しております。内容は、東部水再生プラザ融雪施設新設工事等としております。

(以下、中略)

### 令和8年度 河川事業

令和8年度予算額は、25億9163万円で、令和7年度予算額である、25億8551万円に比べまして、611万円、率にして0.2%増加しております。内訳につきましては、主要な事業のみご説明いたします。河川整備費として、17億5661万円計上しており、このうち、治水整備費は13億5900万円を計上しております。このほか、河川施設保全更新費として2億9800万円を計上しており、河川施設の維持・修繕を実施する予定です。続きまして、主な工事実施河川についてご説明いたします。河川改修では、洪水氾濫対策として、厚別区の厚別西川、北区の新川西川、清田区の三里川、白石区

の米里幹線排水で護岸整備などを予定しております。また、東区の雁来川で浚渫・樹木伐採を予定しております。

(以下、中略)

水道局関係 ～ 講師 技術管理・危機対策担当課長 叶 佳裕 氏

水道局では、令和7年度から令和16(2034)年度までの10年間を事業期間とした「第2次札幌水道ビジョン」を策定しております。この計画では、安全・安定給水を堅持していくための施設改修や更新に加え、デジタル技術の活用や脱炭素といった今の社会情勢に沿った要素を加えたものとしており、これらの事業を進めるためには、我々職員の力だけでは達成することはできず、皆様のお力もお借りすることになりますので、改めて、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それでは初めに、令和8年度の予算についてご説明いたします。令和8年度予算の内、施設の建設や更新費用に係る「建設改良費」は265億円で、令和7年度から26億円減となりました。なお、令和7年度予算につきまして、建設改良費38億円の補正予算を計上しており、これを令和8年度へ繰り越す計画でございます。この補正予算分を加味いたしますと、令和8年度の建設改良費は、303億円となり、令和7年度と比較し、12億円の増額となる予定です。

つづいて、令和8年度の主要事業について、第2次札幌水道ビジョンの枠組みに沿って、ご説明いたします。はじめに、「水源の保全と水質管理の充実」です。「豊平川水道水源水質保全事業」では、これまで進めてきた管理センター関連工事が令和7年度で完了し、令和8年3月に共用を開始しました。令和8年度は、敷地内の舗装やフェンス等の場内整備工事などを行い、事業完了となる予定です。事業費は約2億円を見込んでおります。

続きまして、「効率的な水道施設の整備・更新及び危機管理対策の強化」です。

一つ目に「配水管の整備」は、老朽化した配水管の更新や耐震化を行うものです。令和8年度は、配水本管1.3km、配水支管約55.5km、合計約57kmの整備を予定しており、事業費は、約149億円を見込んでおります。

二つ目に「白川浄水場改修事業」は、既存浄水棟の改修時に不足する給水能力を補うため、第4浄水棟を新設するものです。令和8年度は、前年度に引続き第4浄水棟や取水口などの工事を進めてまいります。総事業費は約64億円を見込んでおります。

三つ目に「白川第1送水管更新事業」は、経年劣化が進み、耐震性も不足している白川第1送水管を更新するものです。令和8年度は、約1kmの更新工事を実施する予定です。事業費は約9億円を見込んでおります。

四つ目に「設備更新」では、浄水場やポンプ場等で稼働している、様々な電気・機械設備について、異常や故障などにより停止しないよう、計画的に更新を進めており

ます。令和8年度は、白川浄水場等の設備の更新工事を実施する予定です。事業費は約12億円を見込んでおります。

五つ目に「配水施設耐震化等整備事業」は、ポンプ場や配水池の耐震改修を行うものです。令和8年度は、西岡配水池の耐震化工事を実施する予定です。事業費は約5億円を見込んでおります。

最後に「環境負荷低減の推進」です。「再生可能エネルギーの導入拡大」では、豊平川水道水源水質保全事業における、高低差約70mの水路を活用するバイパス水力発電設備の整備等を進めております。令和8年度は、関連の工事が完了し、発電を開始する予定です。事業費は約1億円を見込んでおります。

続きまして、令和8年度工事の発注方式と発注件数についてご説明いたします。

まず、全体の発注件数についてです。令和8年度は、土木と営繕を合わせて、全体件数で240件予定しており、このうち、総合評価落札方式は、全体の26%を占めております。また、3月末までに全体件数の36%にあたる87件の工事を告示しており、さらに、可能な限り「フレックス方式」を適用することで、施工時期の平準化を図ってまいります。

(以下、中略)

最後になりますが、水道局では、今後とも安全で良質な水道水の安定供給に努めてまいりますので、引き続き皆様方から、お力添えいただけますと幸いに存じます。

都市局建築部関係 ～ 講師 建築保全課長 松本 丈史 氏

## 1 令和8年度 都市局建築部予算

建築部の今年度の当初予算の合計は、約74億500万円となっております。前年度予算と比較しますと、約6億8300万円、10.2%の増となっております。

各事業について簡単に説明いたしますと、「保全推進費」は、札幌市の「市有建築物の資産管理基本方針」に基づき、市有建築物の計画的な保全を実施する事業で、一般部局が所管する423施設を対象としております。市営住宅と学校などを除いた市有建築物の「保全業務」について、建築部が一元的に予算措置しているものです。

「市有建築物特定天井対策費」は、建築基準法の改正により、大規模空間の天井の基準が強化されたことを踏まえて、既存の市有建築物においても、人が日常立ち入る場所で、6mを超える高さにあり、面積が200㎡を超える吊り天井、いわゆる特定天井の脱落防止対策を進めるものです。予算額は、1500万円となっており、西健康づくりセンター・八軒まちづくりセンターの改修工事を実施しております。

## 2 令和8年度 建築部予算（保全推進費）の概要

保全推進事業費の総額は73億6200万円、前年度から約7億4000万円の増加となっておりますが、これは年度ごとに対象とする施設や改修内容が異なるため、毎年変動するものです。

（以下、中略）

「保全推進事業の委託業務」は、設計業務と監理業務になっております。

「保全推進事業の主な市有建築物」は、芸術の森のアートホール、菊水分庁舎、西健康づくりセンター、円山球場などにおいて、継続工事として実施しているほか、今年度は、芸術の森野外ステージなどの防水・外壁改修や電気、機械設備更新等の保全工事を実施する予定です。設計業務としましては、中島体育センター、白旗山競技場などで、防水・外壁改修や電気、機械設備更新等の実施設計を予定しております。

## 3 令和8年度 建築部 受託予定事業の概要

（以下、中略）

今年度発注の主な新規工事ですが、藻岩・啓北商業高校の新築、(仮称)厚別南・青葉地区義務教育学校の新築、月寒団地A-1棟の新築、清田児童会館の新築などを予定しております。

主な継続工事ですが、(仮称)真駒内地区義務教育学校の新築、発寒団地5号棟と集会所の新築、東消防署の新築が令和8年度のしゅん功予定となっております。

（以下、中略）

令和8年度の都市局建築部事業の概要は、以上となります。

財政局関係 ～ 講師 管財部工事契約担当課長 宮 信彦 氏
-------------------------------

### ①「電子契約及び電子保証の導入」について

札幌市では、4月1日以降に告示する案件より、これまで記名・押印のうえ取り交わしておりました契約書の作成につきまして、インターネットを利用したクラウドシステム上で契約締結ができる電子契約と電子保証を導入することといたしました。

電子契約を導入するメリットといたしましては、従来の書面による契約書に代わり、インターネット上で電子的に契約を締結することから、押印や収入印紙の貼付が不要となるほか、来庁や郵送による手続きも不要となります。

これにより、落札決定後の契約締結につきましては、契約管理課まで出向く必要がなくなり、例えば、自社自席のパソコン上で契約手続きをすることが可能ということになります。この電子契約の対象となる案件は、契約管理課で発注する「工事」、「工

事に係る業務」、「道路維持除雪業務」となります。

電子契約のご利用の流れとしましては、「電子契約利用同意書」を予め入札情報サービスからダウンロードしていただき、事後審査書類と併せて提出していただきます。落札結果通知後、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されております「見積依頼用メールアドレス」に署名依頼通知が届きますので、内容を確認し、署名（同意）手続を行っていただきます。併せて、契約保証が必要となる案件につきましては、保証書類等（電子保証の認証キー等、または紙の保証書等）を提出していただきます。事業者様の署名及び契約保証に問題ないことが確認できた後、札幌市にて署名（同意）を行います。その後、契約締結完了のメールが届きますので、メールから契約書をダウンロードのうえ保管してください。

先月、3月16日に事業者様向けの説明会をオンラインで開催したところです。その際の説明用動画につきましては、本市ホームページにて公開しておりますので、まだご覧になっていない、或いは改めて見ておきたいといった事業者様はそちらからご覧いただければと存じます。

これらを受けまして、これまで落札決定後に工事担当課等に提出いただいております、建設リサイクル法に関する別紙、建築士法第22条3の3に関する別紙、工期申出書につきましては、落札決定前に契約管理課へ事後審査書類と併せて提出していただく手順が変わります。これにより、契約書の取り交わし後に工事担当課へ出向いて提出するといったことが不要になります。なお、この電子契約の導入により、契約書の提出期限及び着手日の変更がございます。これまでは落札結果通知日の翌日から起算し、5日以内に契約書を提出していただく必要がありましたが、変更後は落札結果通知日の翌日から起算し、5営業日以内に契約書の提出が必要となります。これに併せて、着手日も変更となります。なお、フレックス方式適用工事は除かれますのでご注意ください。契約変更に係る請書の場合は、落札結果通知日のところを契約変更通知日に読み替えていただければと存じます。

また、あわせて導入いたします電子保証ですが、これは契約保証と前払金保証につきまして、電磁的方法により発行された保証証書を取り扱えるとしたものです。電子保証の対象となるのは、保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券（履行ボンド）による保証、履行保証保険契約となります。

電子保証の手続きですが、保証契約締結後、保証事業会社から交付される「認証キーのお知らせ」又は保険会社から交付される「発注者提出用フォーマット」を見積依頼用アドレスから契約管理課あて送付していただく流れになります。現金納付や金融機関による保証は、引き続きご利用いただけますが、電子保証の対象とはなっておりませんので、郵送か直接ご持参いただく必要がございます。

電子保証の種類につきましては、契約保証と前払金保証に限定されております。入札保証は電子保証の対象となっておりませんので、入札保証を必要とする案件に入札

される際はご注意ください。手続きに関する詳細は、本市 HP をご参照ください。

## ②の「工事における入札見積期間の変更」について

札幌市では、4月1日以降告示する案件より、工事における入札見積期間を変更することとしました。対象となるのは、工事の案件を対象としており、設計や測量などの業務については従来の見積期間から変更はございません。この見直しは、働き方改革に対応するとともに、建設業の処遇改善などの取組みにより担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするための建設業法の改正に対応するものです。

また、国の中央建設業審議会から勧告された「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能とするため、発注者から再下請までの全ての取引段階における請負契約において、適正な労務費が確保されていることを目的としているところであり、これを実効性のあるものとするためには、全ての受注希望者における見積落とし等の問題が生じないための検討や、請負代金の額の計算など契約締結に関する判断を適切に行うことが可能となるよう、国からも必要かつ十分な見積期間を確保することが求められているところです。

関連する取組みとしては、入札金額の内訳の労務費が、工事の施行に必要とされる金額を満たしているかどうかを調査する「労務費ダンピング調査」について、本市でも令和8年度中に開始する予定であり、そのためにも適正な入札見積期間を確保しようとするものです。具体的には、これまで開札日が告示の2週間後としていたものを、予定価格が5,000万円未満の工事は3週間後とし、営業日ベースで5日程度、5,000万円以上の工事は4週間後とし、営業日ベースで10日程度、工事における入札の見積期間をこれまでより長く設けることとしております。

この変更により、事業者様には工事の積算や設計図書の確認など、入札前の準備に以前よりも多くの時間を確保していただけるようになります。案件の特性や祝日等の状況によっては、今申し上げた見積期間とならない場合がございますので、各案件の告示別表をご覧ください。なお、今回の入札見積期間の見直しは告示自体を前倒しするもので、開札後のスケジュールを変更するものではありません。詳細につきましては、本市 HP をご参照ください。

## ③の「随意契約によることができる予定価格の額の引上げ」について

札幌市では、4月1日より随意契約によることができる予定価格の額を引上げることとします。昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、令和7年4月に地方自治法施行令が改正され、随意契約をすることができる基準額が見直されたことを受け、札幌市でも随意契約によることができる予定価格の額を引上げることとします。

これまでは、工事が250万円、工事に係る業務が100万円以下の案件が随意契約の対象となっておりましたが、4月1日以降は工事が400万円、工事に係る業務が200万円に、それぞれ引上げとなります。この引上げにより、工事で言うと250万円超か

ら 400 万円以下、業務だと 100 万円超から 200 万円以下の案件については、これまで一般競争入札で行っていたものが、引上げ後は随意契約の対象となり、契約管理課を通さず工事担当課より直接発注される工事もしくは業務の案件に代わっていることも考えられますので、事業者の皆様方には、入札情報サービスにとどまらず、本市 HP のトップページの左下に「入札契約情報」と書かれた緑色のボタンがありますので、そこをクリックしてページを展開していただき、各工事担当課等より直接発注される案件の有無についても適宜ご確認いただければと存じます。